

獨協医科大学医学部進級判定及び卒業判定に係る細則

平成 29 年 4 月 1 日 制定

改正 平成 30 年 4 月 1 日

令和 2 年 4 月 1 日

令和 3 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、獨協医科大学（以下「本学」という。）医学部試験及び成績評価に関する規程第 13 条及び第 15 条の規定に基づき、本学医学部における進級判定及び卒業判定の方法について定める。

(進級判定及び卒業判定)

第 2 条 進級判定及び卒業判定は、本細則に定めるそれぞれの要件に基づき、医学部教務委員会及び医学部教授会の議を経て、学長が行う。

(第 1 学年進級要件)

第 3 条 次の第 1 号及び第 2 号の両方を満たした者を進級とする。

- (1) 第 1 学年で履修すべき科目すべてに合格すること。
- (2) 全科目（自由選択科目を除く。以下同じ。）の平均点が原則として 65 点以上であること。

2 前項の条件を満たさない者を留年とする。

3 留年となった者は、第 1 学年の必修科目ならびに所定の選択必修科目をすべて再履修しなければならない。

(第 2 学年進級要件)

第 4 条 次の第 1 号から第 3 号のすべてを満たした者を進級とする。

- (1) 第 2 学年で履修すべき科目すべてに合格すること。
- (2) 全科目の平均点が原則として 65 点以上であること。
- (3) 総合試験の成績が当該年度の合格基準に達していること。

2 前項を満たさないが、次の第 1 号から第 4 号をすべて満たした者を仮進級とする。

- (1) 解剖学実習、組織学実習、脳実習、生化学実習、植物性機能生理学実習、神経生理学実習、微生物学実習、病理学総論実習の 8 科目すべてに合格すること。
- (2) 不合格科目の合計単位数が 3 単位以下であること。
- (3) 全科目の平均点が、原則として 65 点以上であること。
- (4) 総合試験の成績が当該年度の合格基準に達していること。

3 前 2 項のいずれの条件も満たさない者を留年とする。

4 留年となった者は、第 2 学年の必修科目をすべて再履修しなければならない。

5 仮進級の者は、第 1 学年時に修得できなかった科目の試験に合格しなければ、他の条件を満たしていても第 3 学年に進級も仮進級もできない。

(第3学年進級要件)

第5条 次の第1号から第3号のすべてを満たした者を進級とする。

- (1) 第3学年で履修すべき科目すべてに合格すること。
- (2) 全科目の平均点が原則として65点以上であること。
- (3) 総合試験の成績が当該年度の合格基準に達していること。

2 前項を満たさないが、次の第1号から第4号をすべて満たした者を仮進級とする。

- (1) 医動物学実習、病理学各論実習、薬理学実習、衛生学実習、アドバンストコミュニケーションヘルスインターンシップ(ACHI)の5科目に合格すること。
- (2) 不合格科目の合計単位数が3単位以下であること。
- (3) 全科目の平均点が、原則として65点以上であること。
- (4) 総合試験の成績が当該年度の合格基準に達していること。

3 前2項のいずれの条件も満たさない者を留年とする。

4 留年となった者は、第3学年の必修科目をすべて再履修しなければならない。

5 仮進級の者は、第2学年時に修得できなかった科目の試験に合格しなければ、他の条件を満たしていても第4学年に進級も仮進級もできない。

(第4学年進級要件)

第6条 次の第1号から第3号のすべてを満たした者を進級とする。

- (1) 第4学年で履修すべき科目すべてに合格すること。
- (2) 全科目の平均点が原則として65点以上であること。
- (3) 共用試験(Computer Based Testing(以下「CBT」という。)、Objective Structured Clinical Examination(以下「OSCE」という。))の成績が、本学の定める当該年度の合格基準に達していること。

2 前項を満たさないが、次の第1号から第4号をすべて満たした者を仮進級とする。

- (1) 公衆衛生学実習、法医学実習の2科目に合格すること。
- (2) 不合格科目の合計単位数が3単位以下であること。
- (3) 全科目の平均点が、原則として65点以上であること。
- (4) 共用試験(CBT、OSCE)の成績が、本学の定める当該年度の合格基準に達していること。

3 前2項のいずれの条件も満たさない者を留年とする。

4 留年となった者は、第4学年の必修科目をすべて再履修しなければならない。

5 仮進級の者は、第3学年時に修得できなかった科目の試験に合格しなければ、他の条件を満たしていても第5学年に進級も仮進級もできない。

(第5学年進級要件)

第7条 次の第1号から第3号のすべてを満たした者を進級とする。

- (1) 所定の必修科目に合格すること。
- (2) 臨床実習(Clinical Clerkship(以下「CC」という。))のすべての科に合格する

こと。

- (3) 第5学年において複数回実施する総合試験の成績を総合的に判定し、当該年度の合格基準に達していること。
- 2 前項第1号及び第3号を満たすが、臨床実習（CC）において不合格科目があった場合は、教務委員会が認めた場合に限り再実習の機会を与え、合格した場合は進級を認める。
- 3 前2項のいずれも満たさない者を留年とする。
- 4 留年となった場合は、原則として第5学年の課程をすべて再履修しなければならない。ただし、一部の履修を免除することがある。
- 5 仮進級の者は、第4学年時に修得できなかった科目の試験に合格しなければ、他の条件を満たしていても第6学年に進級できない。
- 6 本学が実施する海外研修は、臨床実習（CC）の一環として認定され、その間の臨床実習（CC）の履修は免除される。

（卒業要件）

第8条 次の第1号から第4号をすべて満たし、第2次卒業試験の成績が当該年度の合格基準に達している者を卒業とする。

- (1) Post-Clinical Clerkship OSCE（Post-CC OSCE）の成績が、本学の定める当該年度の合格基準に達していること。
 - (2) 第6学年で履修すべき科目すべてに合格すること。
 - (3) 第6学年で履修すべき全ての科目のうち、臨床実習（Advanced Clinical Clerkship（以下「ACC」という。））を除いたものの定期試験全体を第1次卒業試験と定義し、第1次卒業試験の平均点が、原則として65点以上であること。
 - (4) 第1次卒業試験の最終成績のGrade Point Average（GPA）が1.0以上であること。
- 2 前項第1号から第4号をすべて満たし、第3次卒業試験の成績が当該年度の合格基準に達している者を卒業とする。
 - 3 前2項のいずれの条件も満たさない者を留年とする。留年となった場合は、第6学年の課程をすべて再履修しなければならない。ただし、再履修に際しては、一部の課程について履修方法を変更することがある。
 - 4 仮進級の者は、第5学年時に修得できなかった科の臨床実習（CC）に合格しなければ、卒業できない。
 - 5 臨床実習（ACC）で一部の学生が選択できる海外研修は、臨床実習（ACC）の一環として評価の上判定される。

（細則の改廃）

第9条 この細則の改廃は、学長諮問会議の議を経て、学長が決定する。

附 則（平成28年 細則第5号）

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成 29 年 細則第 2 号）

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 細則第 11 号）

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 細則第 2 号）

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 細則第 3 号）

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 細則第 2 号）

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 細則第 号）

この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。